

(仮称)郡山市福原土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 環境影響評価項目について

- (1) 工事中、都市計画道路の整備及び河川改修が合わせて行われるため、多数の建設機械等の稼働が想定されることから、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に「窒素酸化物」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 供用後、都市計画道路を走行する自動車による騒音及び振動の悪化が懸念されることから、自動車の走行に「騒音」及び「振動」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 供用後、新幹線の走行による振動及び低周波音の悪化が懸念されることから、列車の走行に「振動」及び「低周波音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 供用後、調整池において、住宅等からの生活排水による水質の悪化が懸念されることから、水質に「富栄養化」を環境影響評価項目として追加すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 新幹線騒音については、事業実施区域の地形等を踏まえ、調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。
- (2) 生態系に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うこと。特に、当該項目に係る現地調査を行うに当たっては、当該知見を用いて、調査方法、調査時期、調査期間及び調査地点を設定すること。
- (3) 景観に係る調査の基本的な手法については、主要な眺望点として事業区域内及び周辺(新幹線の車窓を含む)から景観要素(自然要素、生活要素、歴史要素)を選定すること。また、予測の基本的な手法のフォトモンタージュについては、選定した眺望点による遠景、中景及び近景等の距離帯別に検討を行うこと。さらに、工事が長期にわたることから、景観に係る予測対象時期等については、造成終了直後を

追加すること。

- 3 上記 1 から 2 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。